

「事務所棟（北棟）階段手摺設置」仕様書

1 業務名

京都市南部区画整理事務所修繕 ただし、事務所棟（北棟）階段手摺設置

2 業務の目的

当事務所の窓口が事務所棟（北棟）の2階にあるため、階段（2箇所 of どれか）を使用し、2階まで移動する必要があるが、階段の手摺がそれぞれ片側にしか設置されていない。当事務所には、高齢者の方々や階段の昇降時に補助手摺を必要とする方が多数来所されるが、他の公共施設と比べて当事務所の階段（2箇所）の蹴上高さが少し高く、踏み面の奥行きが短いため、片側の手摺だけでは、その方々の階段の昇降に支障を来すこともある。

よって、階段を安全に昇降するために既存手摺の対面側にも手摺を設置し、適応する。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年8月8日（金）まで

ただし、手摺設置は、事務所開庁日の8時30分から17時までの間で実施すること。

4 履行場所

京都市伏見区深草五反田町112

5 業務範囲

「付近見取図・配置図」及び「事務所棟（北棟）平面図」（1階及び2階）別紙1、
「既存写真・設置イメージ」（2箇所）別紙2、

6 業務内容

当事務所の窓口がある事務所棟（北棟）の屋内及び屋外の2箇所の階段に手摺を設置する。別紙1の平面図に記載の階段①（屋内北側階段）の中央腰壁に設置されている既存手摺（φ34、表面が樹脂製）と同種同等の手摺を1階から2階まで中央腰壁の対面の外周に面する壁に設置する。総延長は12mとする。）設置に際しては、階段内壁材が石膏ボードであるため、手摺に過重がかかれば耐えられず、手摺が外れる可能性もある。そこで、過重に耐えられる手摺を設置するため、下地補強（幕板状の材を取付け、塗装仕上げなどの装飾を行う）や補助手摺の留め具（可能であれば、ボルト上下2箇所にて留める等）などの補強等を行うこと。

また、別紙1の平面図に記載の階段②（屋外南側階段・鉄骨階段）の屋根を支えるための鉄製の角柱及び同材による手摺が階段南面に設置されているが、その対面となる事務所棟南面の外壁に沿って鉄製の既存角柱（3本・40mm）があるため、その角柱に同材の手摺（総延長は6mの2段を一体加工とする）を現場溶接又はボルト留め（M20・上下2個）等により設置し、過重に耐えられるものとする。ただし、屋外であるため、鉄製の手摺には錆等の防止を考慮し、塗装を施すこと。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において、適切に業務が履行されていることを確認後、本業務に係る経費を支払うものとする。（請求書には修繕前後の写真も添付すること。）